

第 7 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和 2 年 7 月 1 6 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3. 議案

(1) 議案第 2 7 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 2 8 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 2 9 号

現況確認証明に対する意見決定の件

(4) 議案第 3 0 号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

(5) 議案第 3 1 号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

(6) 議案第 3 2 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 8名

2番 横川 昌英 3番 金沢 和則 4番 芳賀 正幸
5番 緑川 一男 6番 仲田 昌勝 7番 緑川 喜友
8番 遠藤 武重 9番 佐藤 晴夫

農地利用最適化推進委員 8名

11番 添田 勉 12番 藤田 浩伸 13番 小林 富男
14番 近内 繁治 15番 小池 力 16番 福田 正三
17番 矢内 壮幸 18番 齋藤 英幸

欠席委員 1名 1番 角田 義光

事務局 事務局長 武藤 伝
農地管理係長 三瓶 桂治
書記 矢内 康裕

- ・議長 本日の出席は16名です。1番角田委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第7回石川町農業委員会総会を開きます。

まず議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、2番 横川昌英委員 3番 金沢和則委員を指名いたします。

- ・事務局長 議事に入ります前に議案書について訂正がありますので議案書3ページ、17ページ、18ページの差替えをお願いします。

最初に、議案第27号は番号3の筆の一部が委員の現地調査により現況が山林化しているのが確認され、事務局で再度譲受人に確認したところ山林化しているところを除いて申請する確認が取れたため差替えるものです。

次に、議案第32号は非農地判断する一覧の中に開パの土地が含まれておりましたので、その筆を削除したため差替えるものです。

(1) 議案第27号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議長 それでは議事に入ります。議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

只今説明しました農地法第3条第1項番号1から3につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

- ・議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました芳賀正幸委員に報告を求めます。

- ・芳賀正幸委員 農地法第3条第1項1番譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏の件を調査した結果を報告します。

7月6日午前11時から最適化推進委員福田氏、〇〇〇〇氏私の3人で現場確認をしました。譲渡人、譲受人は〇〇〇〇に委任することです。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から東に100mほど行き道路左側の所です。地番は〇〇〇〇〇〇〇〇、140㎡の畑です。この畑は現在休耕中です。

譲受人〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏から耕作したいとの申し出があったため譲受人に贈与することにしました。周りは畑ですので特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果この案件は問題ありませんので皆様方の審議の程よろしくお願い致します。

・議長 只今説明のあった、農地法第3条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第27号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして農地法第3条第1項番号2を調査されました遠藤武重委員に報告を求めます。

・遠藤武重委員 それでは農地法第3条第1項番号2所有権移転・贈与の確認調査の報告をします。

調査日が令和2年7月11日午前10より、譲受人の〇〇〇〇さんの〇〇〇〇と、私と、農業委員の金沢和則さんと、最適化推進委員の小池力さんの4人で〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で調査しました。譲渡人の〇〇〇〇さんは、仕事の都合で欠席でした。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇へ2kmほど行った所を右折して〇〇〇〇方面へ500m行った左側に墓地があり、その手前に〇〇〇〇さんの住宅がありその手前の脇道を10mほど入ったところに〇〇〇〇〇〇〇〇の畑784㎡があり、現在は〇〇〇〇さん所有の育苗ハウスがあります。

譲渡人と譲受人の申請理由ですが、譲渡人の〇〇〇〇さんは譲受人の隣に住んでいる事から長年にわたり稲作の苗と、田んぼの耕起や代掻きなどを委託していることから、〇〇〇〇〇〇〇〇の畑784㎡を譲受人の〇〇

〇〇さんと相談し、贈与の運びとなりました。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしく
お願いします。

- ・議 長 只今説明のあった、農地法第3条第1項番号2について何かご意見等ご
ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第27号 農地法第3条第1項番号2につ
いて承認するものと決定いたします。

続きまして農地法第3条第1項番号3を調査されました遠藤武重委員
に報告を求めます。

- ・遠藤武重委員 農地法第3条第1項番号3所有権移転・贈与の確認調査の報告をします。

調査日が令和2年7月11日午前9時より、譲受人の〇〇〇〇さんと、
私と、農業委員の金沢和則さんと、最適化推進委員の小池力さんの4人で
〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で調査しました。譲渡人の〇
〇〇〇さんは、仕事の都合で欠席でした。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇を市街地へ向かい〇〇
〇〇〇〇〇〇の信号を右折し突き当りT字路を左折し突き当りを右折し
左側に〇〇〇〇〇〇〇〇の手前を左に〇〇〇〇〇〇〇〇の畑287㎡、〇
〇〇〇〇〇〇〇〇右側の上に、〇〇〇〇〇〇〇〇の畑1,667㎡で現在作
付けはされておられません。

譲渡人と譲受人の申請理由ですが、譲渡人の〇〇〇〇さんは本件農地
を相続しましたが耕作が困難なため、譲受人の〇〇〇〇さんに相談したと
ころ農業の利便性を図ることから引き受けても良いとのことで贈与の運
びとなりました。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしく
お願いします。

- ・議 長 只今説明のあった、農地法第3条第1項番号3について何かご意見等ご
ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第27号 農地法第3条第1項番号3につ
いて承認するものと決定いたします。

後は農地復元計画書に基づき現状復旧いたします。またこの土地は6月29日に農地利用変更申出書が提出されています。雨水は自然浸透でトイレは仮設トイレを使用するとのことで周辺農地に影響はありません。

以上調査した結果、この案件は問題ないと思われますので皆様方の審議をよろしく申し上げます。

- ・ 議長 只今説明のあった、農地法第5条第1項番号3について何かご意見等ございませんか。
- ・ 金沢和則委員 中身については基地局の一時転用なので問題ないのですが、書類を見ていくつか疑問があるので事務局がどう判断したのか教えていただきたいです。まず、委任状がついていますが最終的には〇〇〇〇を代理人に定めるとなっています。申請のなかでこの方の名前はどこに出てくるのでしょうか。なぜ（名前が出てきていないのに）委任状がついているのでしょうか。そもそも委任者である〇〇〇〇は、〇〇〇〇から東北ブロックにおける無線基地局建設に伴う一切の業務を委任されていますが、さらに復代理を選定する委任は受けていないです。なので書類上は委任できないはずなんですよ。その辺の整理はどうなっているのでしょうか。それと、〇〇〇〇が受任して5条申請の申請書の作成その他に関わったとすれば明らかに行政書士法違反です。仮に無償であっても継続反復した場合は違反だという最高裁の判例もあるのでこちら辺は確認していただきたい。それと〇〇〇〇の名前が〇〇〇〇の登記事項証明書についてますけどもどこにあるのですか。ないのであればテクニカルセンターの立場はどういうものなのか証明はどこでとるんですか。この辺は県は何も言わないのか。非常に問題がある申請書だと思うんですけど。
- ・ 事務局長 委員からのご質問につきましては昨年も同様の質問をいただいていると事前に聞いております。その点も含めまして県のほうにはこのような書類をその都度送っているなかで今まで県から申請書および添付書類の中身について、または委任状の書き方等々について具体的な指導等はございませんでした。再度ご質問いただいたということもありますので、もう一度改めて県に確認したいと思います。繰り返しになりますが県にはこの書類の全部が送られています。その点からご指導がないとすると県ではこういった申請についてはほかの農業委員全国的に見てもこのようなケースは

多々あると思いますので指導等は予想されないかなと感じております。

登記関係についてはご指摘の通り再度確認してみたいと思います。

- ・金沢和則委員 前日も言いましたが、〇〇〇〇が工事をするわけですね。申請人にこの人がなっていれば別に何の問題もないんですよ。なんでそういう方法を取れないのか不思議なんですよ。
- ・事務局長 この件についても前回ご指摘いただいたということで〇〇〇〇が申請者になりえるのか県の見解を求めたところ、可能ではあると、ただししなければならぬのかというところまでは見解は示していないということでした。
- ・金沢和則委員 ちょっといろいろ問題が多すぎる申請かなと思います。手続き上はね。中身に関しては基地局そのものは許可もいらぬしそれを建てるための一時転用なので内容自体は問題ないです。ただ手続きの仕方がいいのかなと非常に疑問です。基地局じゃない案件でこのような申請があがってきたらこれ全部アウトですよ。委任状がついてなければいいんですよ。それで〇〇〇〇の名前で出てくればいいんですよ〇〇〇〇なんて付けちゃうから訳分からなくなっちゃうわけで、ここが〇〇〇〇でハンコもらってくればなんら問題はないんですけども。
- ・事務局長 このケースというのは全国的にも多々あると思いますので、もう一度県のほうにこういったやり方についての指導を仰ぎまして後ほど回答したいと思います。
- ・金沢和則委員 なぜこのようなことを言っているのかというと、残高証明付いているのが〇〇〇〇のなんですよ。これが〇〇〇〇のものなのかっていうのは分からないわけです。これは本体のもんですよ。含んでる含んでないというのは分からない。確かに公共事業だと思って県は何も言わないだろうと思いますけど、手続き上はおかしかなということ。中身に関しては異議ありません。以上です。
- ・事務局長 県の指導を仰ぐということでよろしいでしょうか。
- ・金沢和則委員 確認だけして下さい。
- ・議長 只今説明のあった、農地法第5条第1項番号3について何かほかにご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

よろしく申し上げます。

続きまして、農地法第5条第1項番号5の農地転用の件を調査した結果を報告します。

調査日時、立会人、代理人、調査員は番号4と同じです。申請地は番号4周辺で、土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積807㎡です。被設定人は番号4と同じです。設定人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業は〇〇〇〇です。

申請理由について、番号4は1筆上の土地に牛舎と堆肥舎建設計画ですが、本申請は堆肥舎1棟建設計画で事業の計画・調査内容については番号4と同じです。

以上調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしく申し上げます。

続きまして、農地法第5条第1項番号6の農地転用の件を調査した結果を報告します。

調査日時、立会人、代理人調査員は番号4、番号5と同じです。申請地は番号4、番号5周辺で、土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積3,123㎡です。被設定人は番号4、番号5と同じです。設定人は番号5と同じです。

申請理由について、番号4は2筆の土地ですが本申請は3筆上の土地に番号4と同じく牛舎兼堆肥舎1棟建設計画ですが、事業計画・調査内容については番号4、番号5と同じです。

以上調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしく申し上げます。

- ・議長 只今説明のあった、農地法第5条第1項番号4から6について何かご意見等ございませんか。
- ・金沢和則委員 事務局に教えていただきたいのですが、申請が三つに分かれていて資金調達計画の額がそれぞれ同じ金額になっています。そして残高証明書が同じものがついています。おそらく三つの申請の一括したものが入っているのだとは思いますが、申請が分かれている以上、どこにもほかの申請と一緒に費用支出すると書いていなくていいのでしょうか。
- ・農地管理係長 まず三つに分かれているのは農振の用途変更の際に申請を出したところ

- ・議 長 只今報告のありました現況確認証明について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第29号 現況確認証明に対する意見決定の件について承認するものと決定いたします。
-

(4) 議案第30号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

- ・議 長 次に議案第30号 石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1を調査されました小林委員に報告を求めます。

- ・小林富雄委員 農用地利用計画変更申出書について調査した結果を報告します。

事業計画兼土地所有者は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

調査日が令和2年7月6日10時より、立会人は役場より三瓶さん、矢内さん。地主の〇〇〇〇さん。農業委員会より横川さんと小林、計5名で行いました。

土地の場所は〇〇〇〇〇〇〇〇の10、129㎡の地目畑です。

申請理由は自宅への進入路が狭いため、入口を付け替えるとのことでした。自宅の進入路は農地になっているので顛末書を提出するとのことでした。

〇〇〇〇〇〇〇〇を右へ400m位行った右の家です。

この案件は問題ありませんので皆様方の審議をよろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第30号 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。続いて石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号2を調査されました緑川委員に報告を求めます。

- ・緑川喜友委員 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号2を調査した結果を報

告します。

議案第28号農地法第5条1項3番の案件で説明し承認されました関連案件であり、同じ立ち合い者により現況確認を行っており、携帯電話中継基地局として問題ないと思われますので皆様の審議よろしくお願ひします。

・議長 只今報告のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号2について何かご意見等ございませんか。

・金沢和則委員 申し出は717㎡のうち9㎡ですよ。そうすると事業計画書の面積がなぜこんなに大きくなっているのでしょうか。

・農地管理係長 おそらく仮設用地の面積がそのまま入ってしまっていると思われます。実際は携帯基地局の底地ということで9㎡という数値が正しいので、そこについては別途指摘したいと思います。

・議長 只今報告のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第30号 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号2に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。続いて石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号3を調査されました小林委員に報告を求めます。

・小林富雄委員 農用地利用計画変更申出の調査した結果を報告します。

調査日が令和7月6日9時30分より、立会人は役場より、三瓶さん、矢内さん。〇〇〇〇さん。農業委員から横川さん、小林の計5名で行いました。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇に沿って流れる川の橋が崩落した〇〇〇〇〇〇〇〇〇側で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の一部735㎡のうち131.69㎡です。

ここには建物が建っているのですが、平地に戻すそうです。この案件も問題ありませんので、皆様方の審議よろしくお願ひします。

・議長 只今報告のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号3について何かご意見等ございませんか。

・金沢和則委員 申請書の裏面の他の土地利用の規制の有無・調整経過・予定の所に農地法5条なら5条、4条なら4条で許可申請しますよと書くようにいつも指

導を受けておりますので書くように指導してください。

- ・農地管理係長 農地転用申請予定というように記載するように伝えます。
 - ・議長 只今報告のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号3についてその他何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・議長 異議のないものと認め、議案第30号 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号3に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。
-

(5) 議案第31号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

- ・議長 次に議案第31号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。
 - ・事務局長 (議案朗読)
 - ・議長 只今説明のありました農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・議長 異議のないものと認め、議案第31号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について承認するものと決定いたします。
-

(6) 議案第32号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

- ・議長 次に議案第32号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
- ・議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定につ

いて、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第32号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号67を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時48分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和2年7月16日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 2番

_____ 3番